

第3章 特定地区の緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

(1) 歴史的風土保存区域・同特別保存地区

1) 地区の指定

- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、歴史的風土保存区域が5地区、約989ha、指定されています^{※1}。
- 歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、歴史的風土特別保存地区が13地区、約573.6ha、指定されています。
- 歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定状況は次のとおりです。

■表Ⅱ.3.1 歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定状況

歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
名 称	面積(ha)	名 称	面積(ha)
朝比奈地区	約 142	朝比奈切通し特別保存地区	約 7.0
八幡宮地区	約 308	瑞泉寺特別保存地区	約 119
		浄妙寺特別保存地区	約 8.1
		護良親王墓特別保存地区	約 2.0
		建長寺・浄智寺・八幡宮特別保存地区	約 172
		永福寺跡特別保存地区	約 5.7
大町・材木座地区	約 174	妙本寺・衣張山特別保存地区	約 67
		名越切通し特別保存地区	約 20
		寿福寺特別保存地区	約 18
長谷・極楽寺地区	約 207	大仏・長谷観音特別保存地区	約 110
		極楽寺特別保存地区	約 9.8
		稲村ヶ崎特別保存地区	約 6.0
山ノ内地区	約 158	円覚寺特別保存地区	約 29
合 計	約 989	合 計	約 573.6

- 指定経過は次のとおりです。

■表Ⅱ.3.2 歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定経過

指定年度	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	備 考
昭和 41 年	約 695ha (当初指定面積)		
昭和 42 年		約 226.5ha (当初指定面積)	
昭和 48 年	約 943ha (拡大)		
昭和 50 年		約 265.5ha (拡大)	
昭和 61 年	約 956ha (拡大)		
昭和 63 年		約 570.6ha (拡大)	
平成 12 年	約 989ha (拡大)		逗子市分約 6.8ha 含
平成 15 年		約 573.6ha (拡大)	

^{※1} 逗子市分約 6.8ha (歴史的風土保存区域) を含みます。

2) 歴史的風土保存計画

○歴史的風土保存計画での歴史的風土保存区域内における行為の規制、その他歴史的風土の維持保存に関する事項^{※1}は次のとおりです。

○行為の規制等

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史的意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

○地区別の歴史的風土の特性に応じた行為の規制等

地区名	行為の規制の大綱
朝比奈地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然環境の保存にあり、特に金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。
八幡宮地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、鶴岡八幡宮（段葛を含む。）を中心とし寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。
大町・材木座地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木材の伐採等の規制に重点を置くものとする。
長谷・極楽寺地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体なる稲村ヶ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体なる地域の自然景観の保存にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。
山ノ内地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道からの展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

○保存施設の整備（歴史的風土の維持保全に必要な諸施設）

・ 防火施設 ・ 土砂崩壊防止施設 ・ 景観保全のための植栽	・ 防火、病虫害防除等維持管理上の道路 ・ 立入防止柵、標識等の管理施設 ・ 維持保存に寄与する道路その他の公共施設
--	--

^{※1} 昭和42年1月25日 総理府告示第7号〔最近変更 平成12年8月29日 総理府告示第42号〕鎌倉市、逗子市に関する部分

3) 緑地の保全の方針

○鎌倉市は、歴史的風土保存区域の内、現行特別保存地区に指定されていない樹林地部分（約 201.8ha）に対して同地区への指定の拡大を、緑の基本計画の施策方針としています。

■表Ⅱ.3.3 歴史的風土特別保存地区指定の方針

歴史的風土保存区域		特別保存地区指定候補地(緑の基本計画の施策方針)
名 称	面積(ha)	面積(ha)
朝比奈地区	約 142	約 62.2
八幡宮地区	約 308	約 39.5
大町・材木座地区	約 174	約 47.2
長谷・極楽寺地区	約 207	約 33.3
山ノ内地区	約 158	約 19.6
合 計	約 989 ^{※1}	約 201.8

○鎌倉市は、緑の基本計画で、歴史的風土保存区域内の緑地の保全の方針を、次のとおり示しています。

■表Ⅱ.3.4 歴史的風土保存区域内の緑地の保全の方針

地区名	保全の方針
朝比奈地区	・朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境を保存する。 ・金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容を保存する。 ・十二所一体の貴重な動物の生息環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。
八幡宮地区	・鶴岡八幡宮、寿福寺、浄明寺、永福寺跡、覚園寺等を含み、これらに連なる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、自然景観を一体的に保存する。 ・巨福山、天台山等の貴重な動植物の生息・生育環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。
大町・材木座地区	・安養院、光明寺、名越切通し、宅間ヶ谷のやぐら郡等の歴史的建造物・遺跡等と一体をなす衣張山を主峰とする丘陵の自然景観を保存する。
長谷・極楽寺地区	・極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ガ崎を含む丘陵の稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体をなす地域の自然的景観を保存する。 ・市街地からの展望地域における山容を保存する。
山ノ内地区	・建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物や遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山から鷲峰山に至る丘陵及び谷戸の静寂な自然的環境を保存する。 ・山ノ内一帯の貴重な動物の生息環境を保存する。 ・六国見山の眺望機能を確保する。

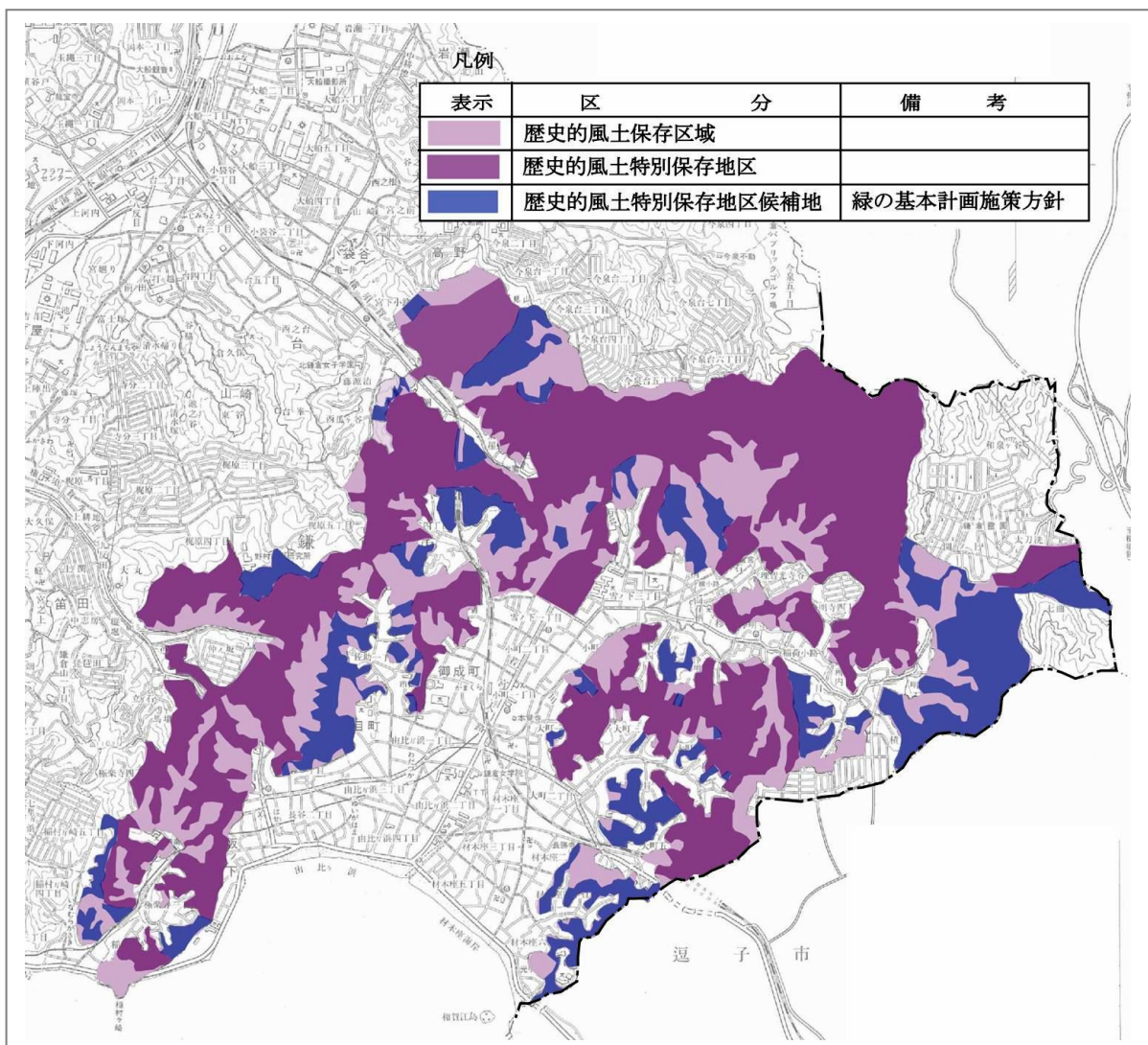
※1 逗子市分約 6.8ha（歴史的風土保存区域）を含みます。

■歴史的風土特別保存地区の指定候補地

鎌倉市は、歴史的風土保存区域内の樹林地の特別保存地区指定を、緑の基本計画の施策方針としています。(浄明寺二丁目周辺)



■図Ⅱ.3.1 歴史的風土保存区域・同特別保存地区



(2) 近郊緑地保全区域・同特別保全地区

1) 地区の指定

○首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域^{※1}として、横浜市を含む約 998ha が指定され、その内約 243ha が鎌倉市内にあります。

■表Ⅱ.3.5 近郊緑地保全区域・同特別保全地区の指定状況

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域		
地区名		面積 (ha)
鎌倉市側 ^{※2}	今泉地区	約 123
	十二所和泉ヶ谷地区	約 94
	十二所七曲地区	約 26
	計	約 243
横浜市側		約 755
合 計		約 998

2) 近郊緑地保全計画

○近郊緑地保全計画での近郊緑地保全区域内における行為の規制、その他近郊緑地保全に関する事項^{※3}は次のとおりです。

○近郊緑地の保全に関する事項

- ・近郊緑地保全区域内においては、法第1条の目的を達成させるため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。
- ・その他、必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、土砂崩壊防止施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。

○円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の特性に応じた規制の大綱

当保全区域においては、円海山を中心とする横浜市南部に展開する丘陵地並びに鎌倉市北部の散在ヶ池周辺の良好な自然環境を保全するため、山容の変ぼうをもたらし行為、樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

^{※1} 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、横浜市及び鎌倉市を含め一つの区域として指定されています。昭和44年3月28日指定、昭和52年10月5日近郊緑地保全区域の変更指定（横浜市側の変更）。

^{※2} 鎌倉市側の3地区の名称は、法に基づくものではなく、施策の推進上の地区名称としているものです。

^{※3} 昭和44年4月10日首都圏整備委員会告示第2号

3) 緑地の保全の方針

○鎌倉市は、緑の基本計画の施策方針として、現行指定区域と同様の条件を持つ、大船地域の市街化調整区域のまとりある樹林地（約 52.3ha）に対して指定の拡大を要請しています。また、この区域のうち 40.7ha を含む区域内のまとりある樹林地（約 133.2ha）に対して特別保全地区指定を要請しています。

○近郊緑地保全区域・同特別保全地区の指定の方針（緑の基本計画の施策方針）

■表Ⅱ.3.6 近郊緑地保全区域・同特別保全地区の指定の方針と面積^{※1}

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域		候補地	円海山・北鎌倉近郊緑地特別保全地区		候補地
近郊緑地保全区域	面積 (ha)	面積 (ha)	近郊緑地特別保全地区	面積 (ha)	面積 (ha)
今泉地区	約 123		(仮称) 今泉地区		約 20.1
十二所和泉ヶ谷地区	約 94		(仮称) 十二所和泉ヶ谷地区		約 46.4
十二所七曲地区	約 26		(仮称) 十二所七曲地区		約 26.0
(仮称) 岩瀬地区		約 43.0	(仮称) 岩瀬地区		約 40.7
(仮称) 散在ガ池西側地区		約 9.3			
計	約 243	約 52.3	合計		約 133.2
横浜市側	約 755				
合計	約 998				

■近郊緑地保全区域・同特別保全地区の指定候補地



鎌倉市は、現行指定区域と同様の条件を持つ樹林地の近郊緑地保全区域・同特別保全地区指定を、緑の基本計画の施策方針としています。

（岩瀬地区 写真提供：神奈川県環境農政部緑政課）

○鎌倉市は、緑の基本計画で、近郊緑地保全区域内の緑地の保全の方針を、次のとおり示しています。

○近郊緑地保全区域内の緑地の保全に関する事項

地区名 ^{※2}	保全の方針
十二所和泉ヶ谷地区及び十二所七曲地区	・横浜市側に続く樹林地を保全する。 ・七曲地区を中心とする貴重な動物の生息環境を保全する。 ・七曲地区の眺望機能を確保する。 ・鎌倉霊園については周囲の自然的景観との調和に向けた緑化を誘導する。
今泉地区及び散在ガ池西側地区	・散在ガ池の水辺環境とこれを取りまく丘陵の自然的環境を保全する。 ・横浜市側に続く樹林地を保全する。 ・市街化区域である住宅地について、緑化を誘導し、周囲の自然的景観との調和した緑豊かな環境を創造する。
(仮称) 岩瀬地区	・市街地の背景をなす岩瀬から今泉にかけての連続する丘陵の自然的景観を一体的に保全する。 ・今泉北自然環境保全地区内の良好な自然的環境を保全する。

※1 鎌倉市側の地区の名称は、法に基づくものではなく、施策の推進上の地区名称としているものです。

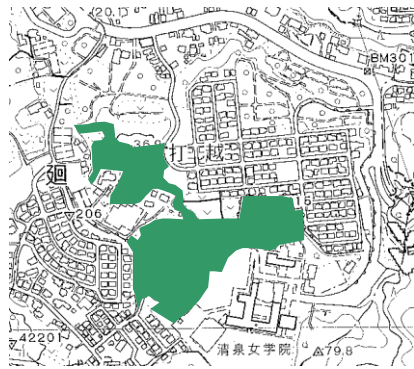
※2 同上

(3) 特別緑地保全地区

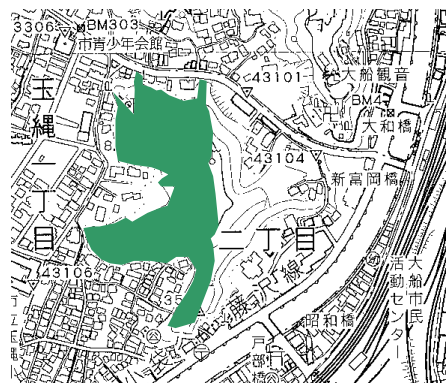
1) 地区の指定と緑地の保全に関する事項

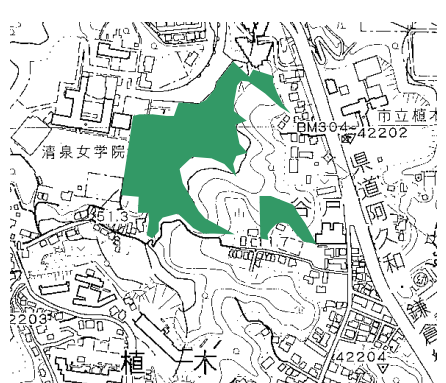
○都市緑地法に基づく特別緑地保全地区と緑地の保全に関連する事項は、次のとおりです。

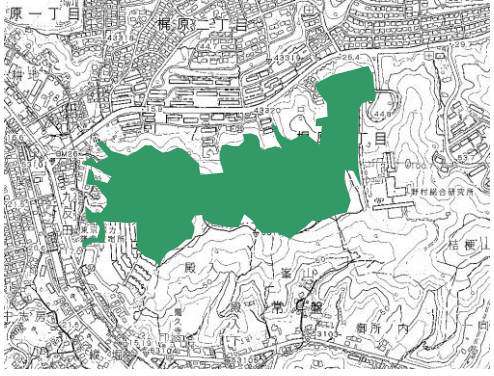
■表Ⅱ.3.7 特別緑地保全地区の指定状況等

地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
城廻特別緑地保全地区	約 3.7	城廻字打越	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】 城廻特別緑地保全地区は、鎌倉市北部の城廻地区に位置し北東側及び南西側は低層の住宅団地に、南東側は清泉女学院に囲まれた市街化区域と市街化調整区域であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。	- 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 - 緑地の機能保全に必要な施設。	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

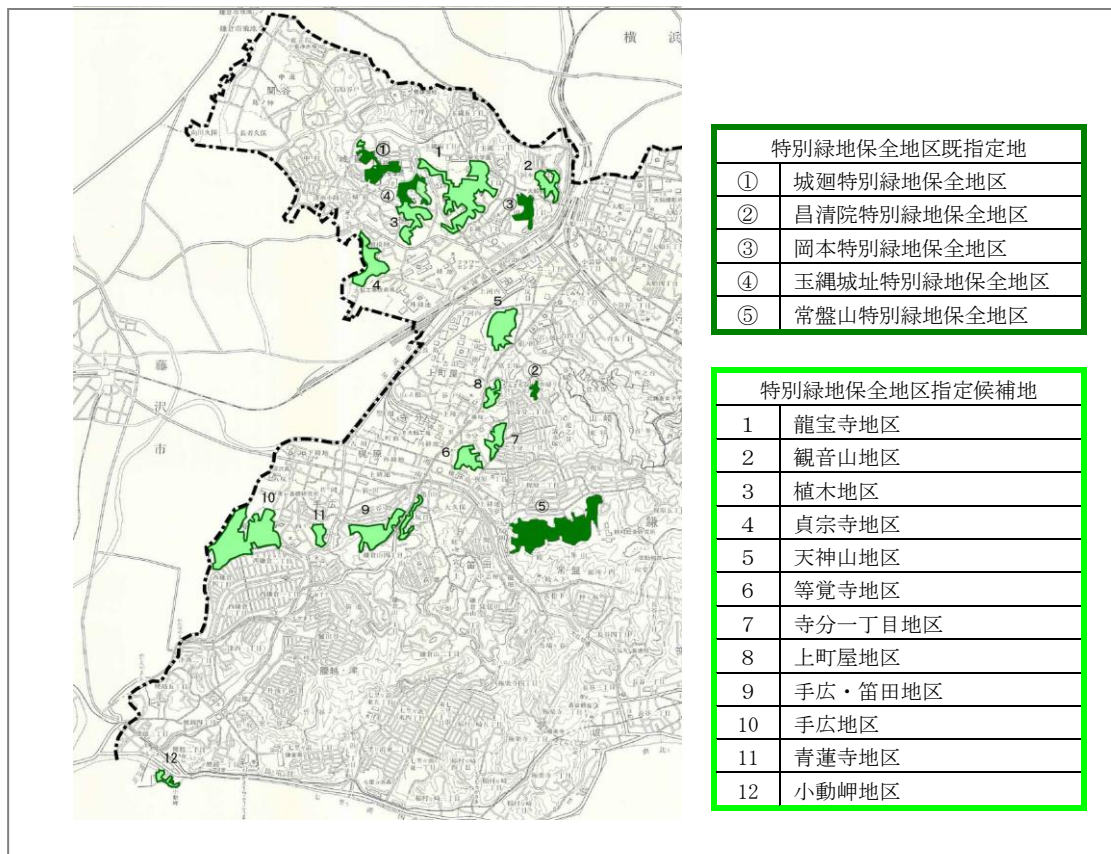
地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
昌清院特別緑地保全地区	約 0.8	山崎字清水帰り	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】 昌清院特別緑地保全地区は鎌倉市のほぼ中央、鎌倉中央公園の北西に位置し、周辺を低層の住宅地によって囲まれた、臨済宗昌清院の裏山であり、寺院と一体となっている当該地区において、伝統的、かつ、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えるとともに、当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
社寺境内地の良好な水辺環境を保全する。	- 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 - 緑地の機能保全に必要な施設。	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
岡本特別緑地保全地区	約 3.2	岡本	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】 岡本特別緑地保全地区は、JR 大船駅の西側に位置する山の西斜面であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。	- 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 - 緑地の機能保全に必要な施設。	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
玉縄城址特別緑地保全地区	約 2.4	城廻字打越、植木字植木谷戸	平成 15 年 6 月 17 日
【指定の理由】 - 当該緑地保全地区は、小田原北条氏の支城、玉縄城が築かれた場所で、城主が最後に立てこもる場所であったといわれている諏訪檀を含む、本丸東側の土塁が原形をよく残しています。 - その歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
玉縄城址としての歴史文化資源を保全する。	- 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 - 緑地の機能保全に必要な施設。	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
常盤山特別緑地保全地区	約 18	梶原四丁目、常盤字大丸	平成 17 年 9 月 13 日
【指定の理由】 常盤山特別緑地保全地区は、鎌倉市中央部の歴史的風土特別保存地区に隣接する地区であり、当緑地の伝統的、文化的意義を有する樹林地を保全し、その良好な優れた自然環境及び景観を後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
歴史的風土特別保存地区とのつながりを確保するとともに、市街地の背景をなす自然景観の保全に重点を置く。	- 散策路、休憩所等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 - 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 - 緑地の機能保全に必要な施設。	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

■ 図Ⅱ.3.2 特別緑地保全地区・同候補地



2) 緑地の保全の方針

○鎌倉市は、緑の基本計画で、特別緑地保全地区指定候補地の緑地保全の方針を次のとおり示しています。

■表Ⅱ.3.8 特別緑地保全地区指定候補地の保全の方針

地区名(仮称)	面積 約(ha)	保 全 の 方 針
龍宝寺地区	13.1	・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
観音山地区	2.6	・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。
植木地区	3.8	・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
貞宗寺地区	4.9	・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
天神山地区	5.1	・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・城跡としての歴史文化資源を保全する。
等覚寺地区	2.7	・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能、及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・特色ある一山形状の自然的景観を保全する。
寺分一丁目地区	2.4	・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
上町屋地区	1.7	・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
手広・笛田地区	7.2	・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
手広地区	15.1	・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・良好な谷戸の自然的環境を保全する。
青蓮寺地区	1.5	・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
小動岬地区	0.8	・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。
その他	2.1	※玉縄城址地区(1.3)と城廻地区(0.8)の未指定部分(2.1)
合計	63.0	

(4) 保全配慮地区

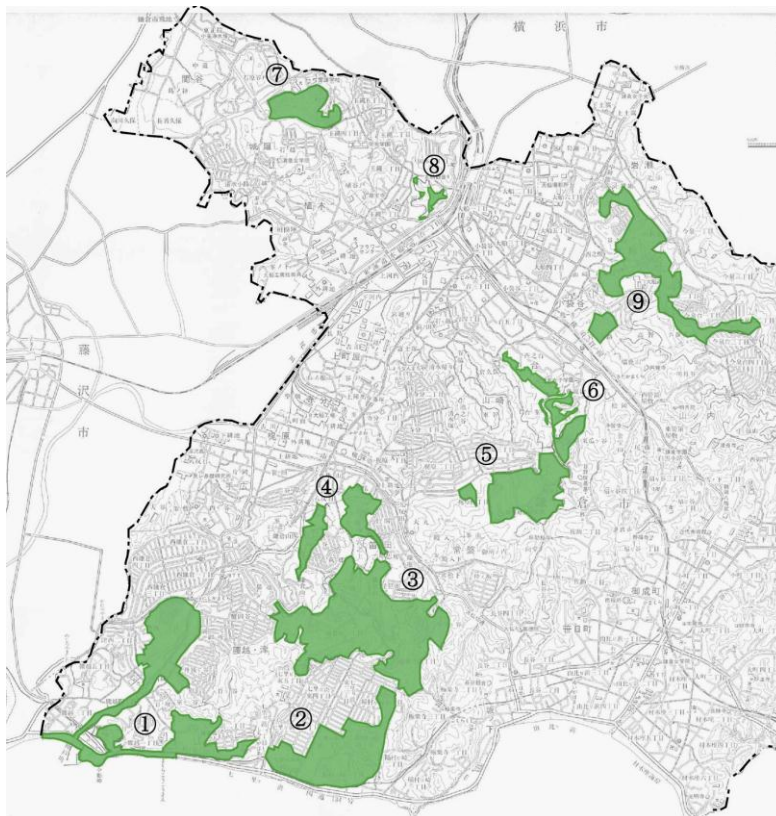
1) 地区の設定と保全施策

- 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）とその保全施策は次のとおりです。
- 各地区で共通する保全施策は、「市民緑地契約の締結」「緑地保全契約の締結」「保存樹林・樹木の指定」「緑地使用契約の締結」「緑地の管理指針の作成」「緑地管理の地域との連携」「保安林の指定」「地域森林計画の対象とする森林の指定」「都市公園の整備」「緑地の寄付受け入れ」です。
- 地区個別の保全施策は次の施策で、摘要欄に（ ）で示すとおりです。
 - ・「風致地区の指定(風致地区)」「景観重要建造物等歴史的建造物と一体となった都市公園の整備（景観公園)」「特別緑地保全地区の指定（特別緑地)」「風致公園、歴史公園の整備（風歴公園)」

■表Ⅱ.3.9 保全配慮地区の位置と計画面積

地区名	面積 約(ha)	地区設定の観点と配慮すべき事項	個別施策
腰越地区	56.0	・鎌倉広町緑地、(仮称)小動岬特別緑地保全地区、鎌倉海浜公園との緑のネットワーク形成。 ・海岸線及び国道134号線からの景観を構成する斜面緑地保全。 ・海辺のオープンスペース確保。 ・多様な生物が生息する海岸線の海浜及び潮間帯の自然環境の保全・回復。 ・神戸川の河川空間を軸とするビオトープ・ネットワーク形成。 ・景勝地や眺望地点の保全。 ・身近な自然環境や、県道腰越大船線及び湘南モノレールからの車窓景観を構成する緑地の保全。	(風致地区)
稲村カ崎地区	44.3	・歴史的風土保存区域及びその周辺部の緑と鎌倉海浜公園との緑のネットワーク形成。 ・山林の緑に含まれた居住環境と国道134号線の海岸線からの景観を構成する緑地の保全。 ・生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・断続的に残された斜面緑地の保全。 ・災害時の避難場所となる緑・オープンスペースの確保。	(風致地区)
鎌倉山地区	88.5	・鎌倉広町緑地、夫婦池公園、笛田公園、歴史的風土保存区域との緑のネットワーク形成。 ・鎌倉山の山林と緑に含まれた居住環境及び七里ガ浜住宅地の背景をなす緑地の保全。 ・生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・延焼防止機能を持つ骨格的な緑の確保。 ・鎌倉山の桜並木の保全。	(風致地区) (景観公園)
笛田地区	11.0	・夫婦池公園、笛田公園、(仮称)手広・笛田特別緑地保全地区との緑のネットワーク形成。 ・生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・周辺市街地の背景をなす緑地の保全。 ・身近な自然環境である緑地の保全。	
常盤山地区	30.8	・歴史的風土保存区域、常盤山特別緑地保全地区、源氏山公園との緑のネットワーク形成。 ・骨格的緑地としての機能の保全。 ・自然林や貴重な動植物の生息生育環境の保全。 ・野村総合研究所跡地の緑地部分の、自然とのふれあい活動の場としての活用。	(風致地区) (特別緑地)

地区名	面積 約(ha)	地区設定の観点と配慮すべき事項	個別施策
台 地区	15.6	- 鎌倉中央公園拡大区域、歴史的風土保存区域、源氏山公園との緑のネットワーク形成。 - 歴史的風土保存区域及びまち並みと一体となった緑地景観の保全。 - 骨格的緑地としての機能の保全。 - 身近な自然環境である緑地の保全。 - 関係する都市計画との一体性に配慮した保全施策の検討。	(風致地区) (風歴公園) (特別緑地)
関谷 地区	15.1	- 岡本特別緑地保全地区、(仮称)観音山特別緑地保全地区、(仮称)龍宝寺特別緑地保全地区、城廻特別緑地保全地区、玉縄城址特別緑地保全地区、(仮称)関谷公園、関谷地区の農地との緑のネットワーク形成。 - 生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 - 身近な自然環境である緑地の保全。	
岡本 地区	2.0	- 岡本特別緑地保全地区、(仮称)観音山特別緑地保全地区、緑化地域(仮称)植木・上町屋地域、緑化推進重点地区(大船駅周辺地区)・柏尾川との緑のネットワーク形成。 - 柏尾川とともに、延焼防止帯や風の道となる緑地帯の形成。 - 都市景観上の目印となる緑地の保全。 - 身近な自然環境である緑地の保全。	(特別緑地)
岩瀬・ 山ノ内 地区	52.0	- 歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園、近郊緑地保全区域、緑化推進重点地区(大船駅周辺地区)との緑のネットワーク形成。 - 周辺市街地の背景をなす緑地の保全。 - 生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 - 延焼防止機能を持つ骨格的な緑の確保。 - 円覚寺につながるJR横須賀線からの車窓景観を構成する緑地の保全。	
合計	315.3		



■図Ⅱ.3.3 保全配慮地区の位置

番号	地区名
①	腰越
②	稲村ガ崎
③	鎌倉山
④	笛田
⑤	常盤山
⑥	台
⑦	関谷
⑧	岡本
⑨	岩瀬・山ノ内

(5) 風致地区

1) 地区の指定

○都市計画法および神奈川県風致地区条例に基づく風致地区は、約 2,194ha（市域の約 55.5%）が指定され、その種別は次のとおりです。

第1種風致地区	特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域（鎌倉市には第1種風致地区はありません）
第2種風致地区	良好な自然環境を有し、又は周辺に特に良好な自然環境が存し、これらの自然環境と融和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第3種風致地区	周辺に良好な自然環境を有し、現に存する自然環境又は周辺の良好な自然環境と調和した土地利用がなされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第4種風致地区	自然環境の維持若しくは復元が図られ、又は周辺の自然環境と調和した土地利用がなされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であって、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区以外の区域

2) 風致の維持等の方針

■図Ⅱ.3.4 風致地区指定概略図

○鎌倉市は、現行指定区域とながる丘陵の樹林地（近郊緑地保全区域の拡大区域、特別緑地保全地区の指定地、台峯の一角、計 183.9ha）に対する指定拡大に努めることを、緑の基本計画の施策方針としています。

○鎌倉市は、緑の基本計画で、風致地区内の風致の保全・維持・育成に関する事項を次のとおり示しています。



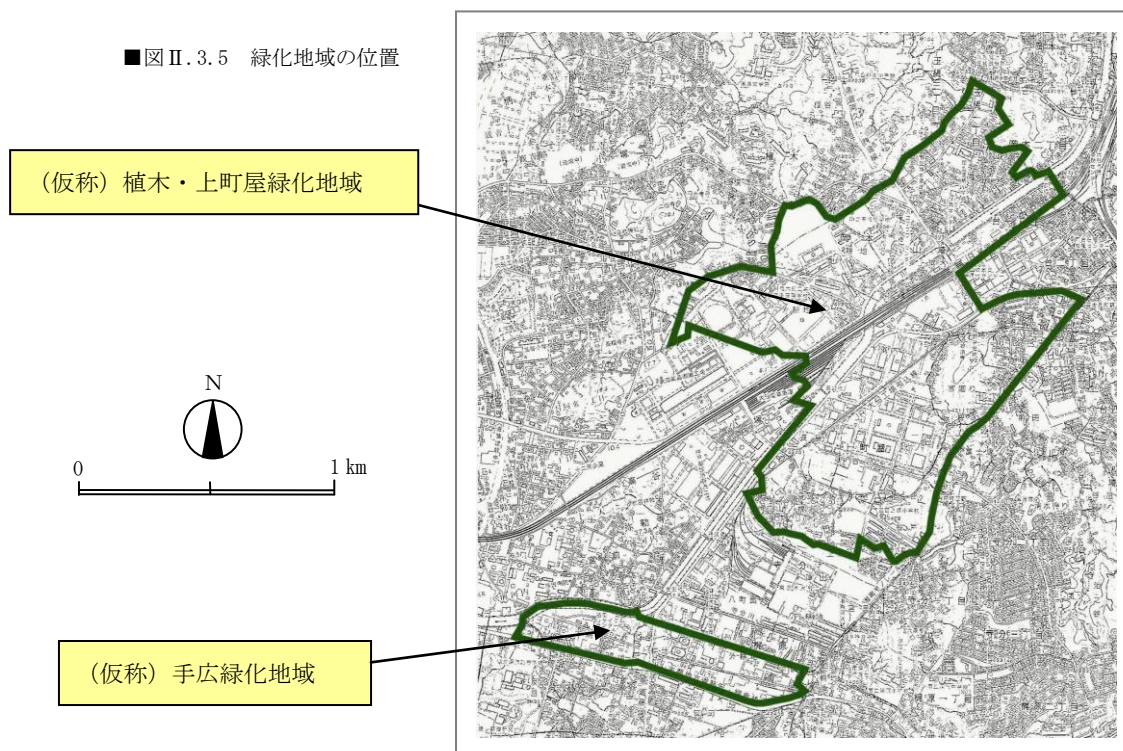
区域	保全・維持・育成に関する事項
保全区域	- 市街化調整区域の樹林地については、重層的で四季の変化に富んだ自然景観を歴史的風土とともに一体的に保全し、次代へ継承する。 - 市街化区域内の山林については、これらが都市的環境と自然的環境の融和や自然景観をいかした個性ある地域環境の形成に有効に機能するよう、その保全に努める。
維持区域	- 谷戸の低層住宅地については、緑豊かな住居環境の確保等により、丘陵の自然景観と融けあった落ちつきのあるまち並みの風致を現在の良好な状態で保全する。 - 鎌倉山一体の住宅地については、残された丘陵の山林の保全や建築物の規制等により緑の中に建物が点在する趣のある風致を現在の良好な状態で維持する。
育成区域	- 丘陵地に開発された住宅地については、協定等による緑化の促進や建築物の意匠・形態の規制により、鎌倉市にふさわしい緑に包まれた良好なまち並みの風致を育成する。 - 商業施設等の集積する沿道市街地や丘陵住宅地の中心部等については、敷地の接道部のデザインに配慮するとともに、公共の緑との一体的調和を図る。 - 海岸線の住宅地のうち、由比ガ浜、材木座一帯については保養地としての環境を維持するとともに、新たな土地利用の動向を踏まえた魅力あるまち並みの風致を維持する。 - 海岸線沿いの斜面住宅地については、建築物の規制や在来種の植栽・育成等により、海岸線の背景をなす斜面地の風致の回復に努めるとともに、建物と調和した風致を育成する。

(6) 緑化地域

1) 地区の指定

○都市緑地法に基づく緑化推進重点地区として設定する「深沢地域国鉄跡地周辺地区」と「大船駅周辺地区」を結ぶ柏尾川沿いの緑化を強化し、緑のネットワークを形成する地域として、手広周辺及び植木・上町屋周辺を同法に基づく緑化地域指定候補地として設定します。

■図Ⅱ.3.5 緑化地域の位置



2) 緑化の推進に関する事項（案）

■表Ⅱ.3.10 緑化地域の緑化の推進に関する事項

	(仮称) 手広緑化地域	(仮称) 植木・上町屋緑化地域
地域の面積	約 25.0ha	約 162.2ha
緑化率規制	・緑化の義務付けの対象は敷地面積が 300 ㎡以上の建築物の新築又は増築とする。 ・緑化の義務付けの内容は、敷地面積の 25%又は 1－（建ぺい率＋10%）のうち小さい数値の緑化率とする。	
適用除外	・学校・工場など、その用途が敷地の状況がやむを得ないと認めて市が許可したものは対象外とする。	
周辺地区での関連する施策	・緑化推進重点地区の設定（深沢地域国鉄跡地周辺地区） ・特別緑地保全地区の指定（仮称）手広地区、（仮称）等覚寺地区及び（仮称）手広・笛田地区	・緑化推進重点地区の設定 〔 深沢地域国鉄跡地周辺地区、及び 大船駅周辺地区 〕 ・特別緑地保全地区の指定 岡本地区、（仮称）観音山地区、（仮称）植木地区、（仮称）龍宝寺地区、（仮称）貞宗寺地区、（仮称）天神山地区、（仮称）上町屋地区、（仮称）寺分一丁目地区、及び（仮称）等覚寺地区

(7) 緑化推進重点地区

1) 地区の設定

○緑化地域以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化推進重点地区）は次のとおりです。

■表Ⅱ.3.11 緑化推進重点地区の名称と面積

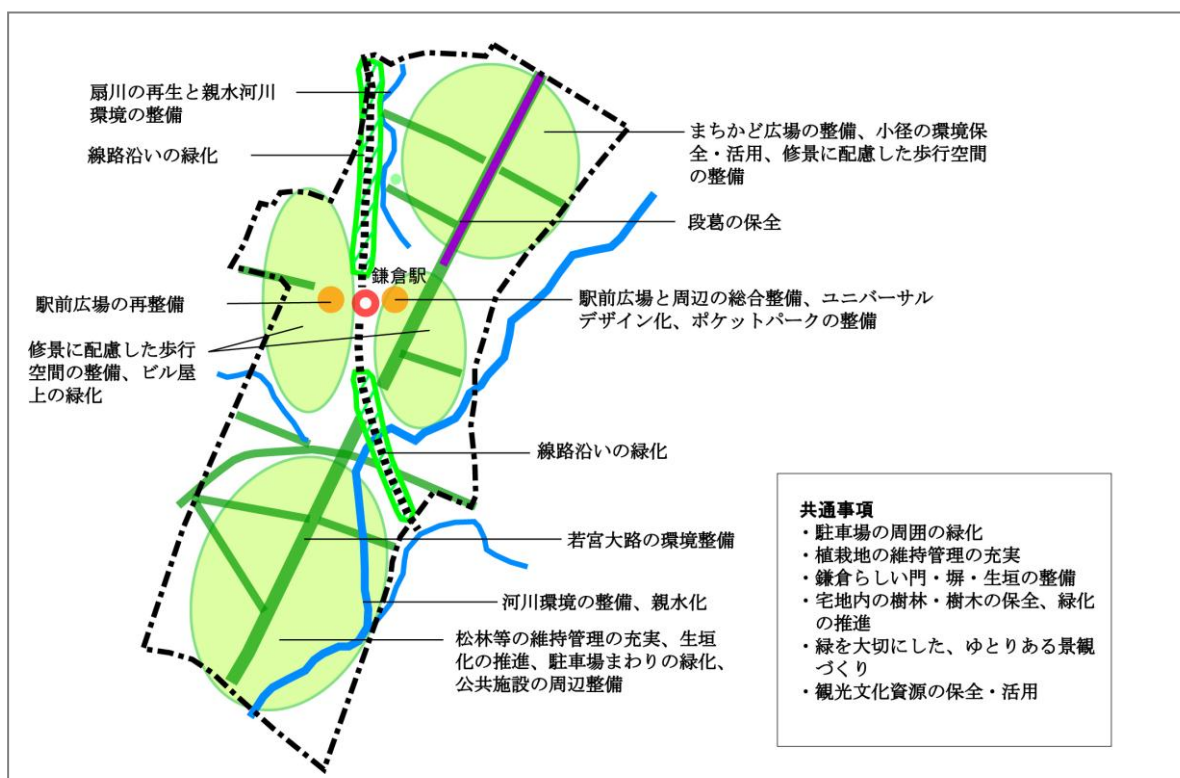
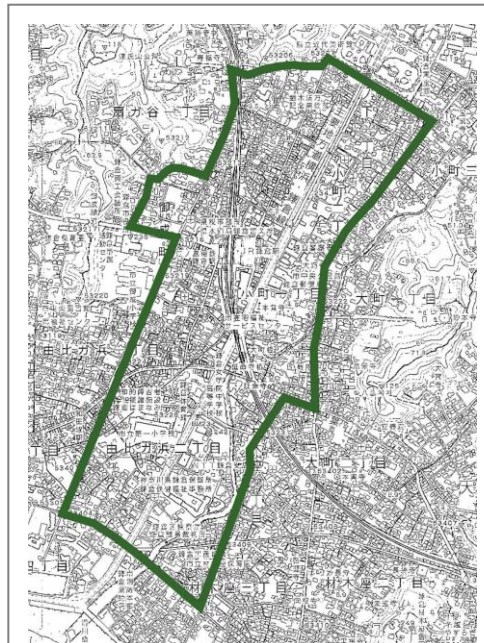
地区の名称	面積約(ha)
鎌倉駅周辺地区	83.6
深沢地域国鉄跡地周辺地区	43.4
大船駅周辺地区	169.1
合計	296.1

2) 施策の内容

① 鎌倉駅周辺地区

- ・古都中心市街地まちづくり構想に沿ってまちづくりを進めます。
- ・古都鎌倉を象徴する都市軸である段葛の保全に努めます。
- ・植栽の維持管理の充実に努めます。
- ・鎌倉らしい修景の門・塀、生垣の整備に努めます。
- ・屋上緑化や道路の植栽等、緑化の推進を図り、鎌倉駅周辺地区の風格ある景観づくりを行います。
- ・鎌倉駅西口周辺地区整備は、修景に配慮した歩行空間の整備などを進めています。

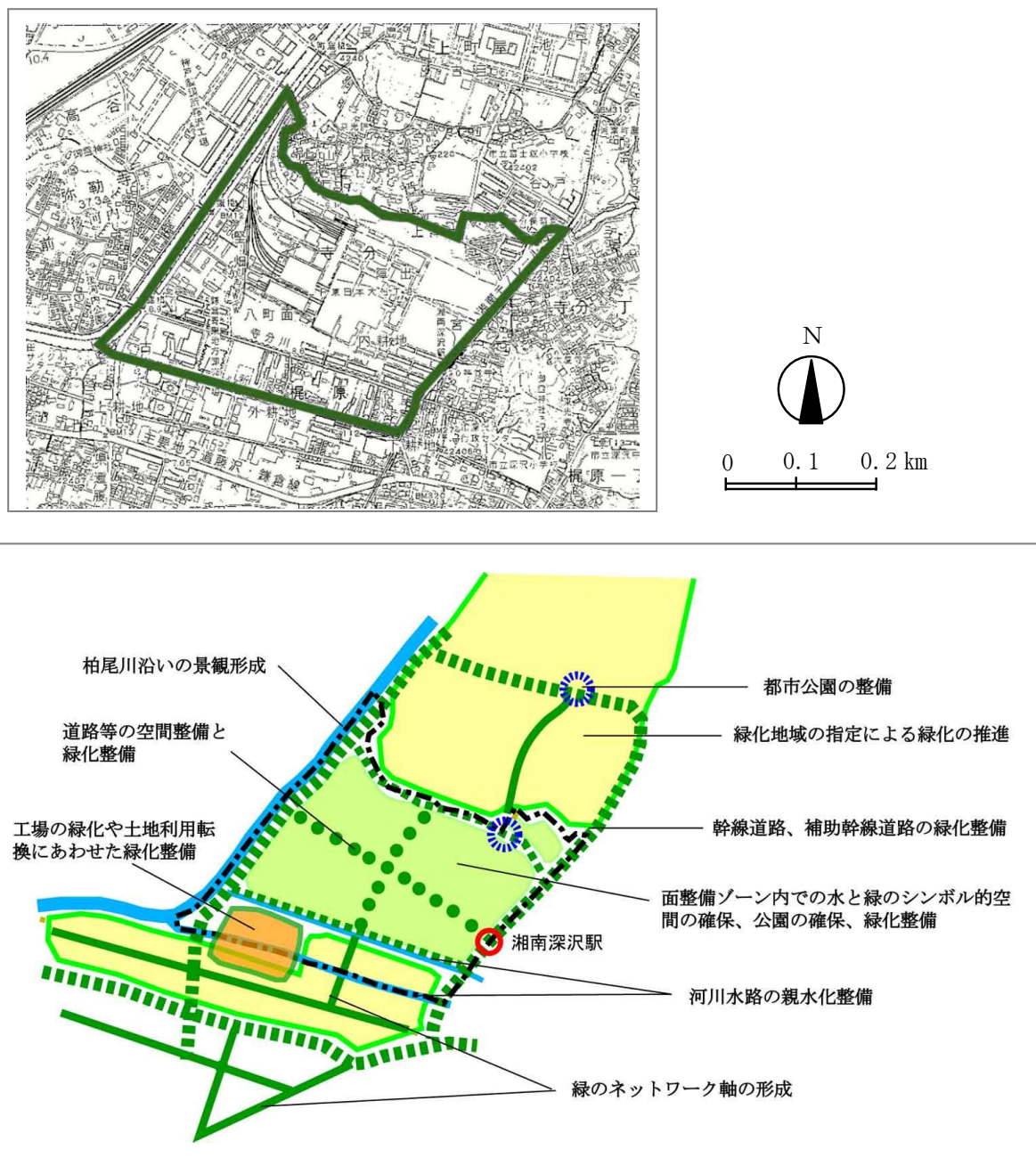
■図Ⅱ.3.6 鎌倉駅周辺緑化推進重点地区



②深沢地域国鉄跡地周辺地区

- ・ 深沢地域の新しいまちづくり基本計画に沿ってまちづくりを進めます。
- ・ 現行の土地利用の転換を図り、深沢地域のまちづくりを先導するまちの顔として、法律や制度に基づいて実施される事業等により一体的整備を図っていきます。
- ・ 深沢地域の骨格を形成する幹線道路や補助幹線道路は積極的に道路緑化を推進します。
- ・ 地域の核となる都市公園整備を行います。
- ・ 公開空地及び緑地協定などの制度を活用し、緑化空間などを演出するとともに、防災機能を併せ持つ緑地空間を配置していきます。
- ・ 21世紀にふさわしい都市拠点を創造する場所として、地域の資源をいかし、新しいまちづくりの視点で緑豊かな景観形成を行っていきます。

■ 図Ⅱ.3.7 深沢地域国鉄跡地周辺緑化推進重点地区



②大船駅周辺地区

- ・大船駅周辺地区都市づくり基本計画(案)に沿ってまちづくりを進めます。
- ・都市計画道路の整備、街路の再整備に伴う道路緑化を推進します。
- ・砂押川プロムナードの整備を推進します。
- ・松竹通りの沿道景観形成を誘導します。
- ・大船駅東口市街地再開発事業、大船駅西口整備事業に合わせた緑化を推進します。
- ・大東橋周辺地区、鎌倉芸術館周辺、大船駅南部地区など、各地区のまちづくりの進展に合わせた緑化を推進します。

■図Ⅱ.3.8 大船駅周辺緑化推進重点地区

